

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等による「30人以下学級」完全実現を求める意見書

経済格差の拡大などによる就学援助児童生徒の増加、保護者等の多様な教育ニーズ、子どもたちの学力格差の拡大など、教育現場では困難な状況が現れています。

学校現場では個々に応じたきめの細かい指導や、ゆとりをもった授業が求められています。日本の学校の「1学級40名」の定数は国際的にみて異常な多さであり、教育の困難さを増す大きな原因であることは以前から指摘されてきました。

国としては、教職員定数改善計画で2011年度から「1学級35名定数」がスタートし、2012年度は加配処置によって「小学校2年生まで35名学級」と進んでいます。

さらに、地方独自の努力で「少人数学級」の実現が可能なように規制緩和されました。それに伴い現在47都道府県でなんらかの形態で、「少人数学級」の施策が実施されています。

沖縄県においても、2011年度から小学校低学年を中心にその改善が図られ、現在は小学校1・2年生において条件が合えば「30人以下学級」、2012年度から3年生、2014年度から中学校1年生において「35人以下学級」の適用が行われています。

「教育は未来への先行投資」であり、子どもたちへの最善の教育環境を提供する必要があります。そのためにも学校現場における「30人以下学級」の実現は急がれる課題になっています。是非、教職員定数法等の早期改正により、国の責任で「30人以下学級」の完全実現を要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月18日

石垣市議会

あて先

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、沖縄及び北方対策担当大臣